ビ タ ミ ン M No.101

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ （2020年8月号）

＜今月のトピックス＞

・厚生年金の標準報酬月額等級上限の引上げ
・標準報酬月額の特例改定
・雇用保険の加入要件と受給資格

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

厚生年金の標準報酬月額等級上限の引上げ

2020年6月23日、厚生労働省は厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令案（仮称）を発表し意見募集（リパブリックコメント）を行いました。

厚生年金保険　等級と標準報酬月額の上限　　現）31等級・62万円　⇒　新）32等級・65万円

これにより標準報酬月額が62万円から65万円になると、事業主・被保険者ともに保険料の負担額が増加することになります。今回の算定基礎届により決定する標準報酬月額から適用の見込みですので、通知書が届いたらしっかりと確認し、給与計算に反映させるようにしましょう。

公布日：2020年8月下旬（予定）　施行期日：2020年9月1日（予定）

標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業し一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となりました。

対象者　（以下全てに該当すること）

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）により、2020年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方

■ 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、これまでの標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方　※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象

■ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意　※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要
注）改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含む

対象となる保険料

2020年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の2020年5月から8月分
※2021年1月末日までに届出があったものが対象

雇用保険の加入要件と受給資格　※2020年8月1日以降の離職者を対象に改正あり

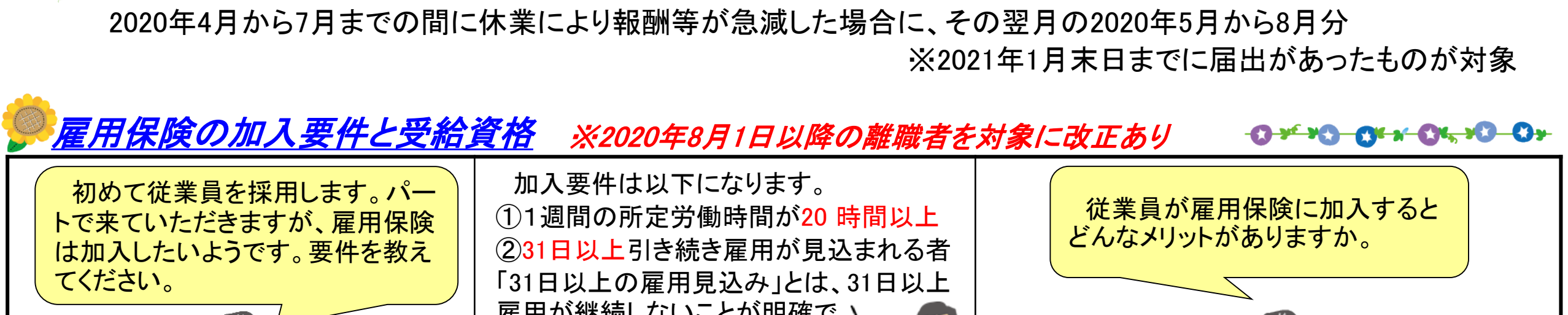

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください

社会保険労務士法人　日本経営（日本経営グループ）
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士　岩田 健
執筆担当者：岩城　恵美
TEL：06-6868-1193
FAX：06-6862-4662
Mail：kcr@nkgr.co.jp

作成日：2020.07.17

NK-GROUP

イラスト協力：WANPUG